

# 海洋ガバナンスの取組み

寺島紘士  
笹川平和財団参与

2017.11.08  
2017日中海洋対話会議

# 21世紀における海洋をめぐる情勢

- 人間社会は**海洋への依存**を強めている。
- 地球表面の7割を占める国際的空間である**海洋における新秩序形成と持続可能な開発利用**に向けて**海洋ガバナンスの取組みがグローバルなスケール**で進められている。
- **海洋ガバナンスに向けて各国、関係者間の連携協力と協働**という**目標**が掲げられている。
- [Think global, act local](#)

# 国際社会の海洋ガバナンスの取組み

- ◎海洋に関する包括的な法的枠組・ルール「**国連海洋法条約**」発効 1994（1982採択）  
海洋に関する人間の活動を律する原則を「**海洋の自由**」→「**海洋の管理**」  
領海12海里、群島国、排他的経済水域（200海里）、大陸棚、島の制度、深海底制度、  
海洋環境の保護・保全、海洋の科学的調査、海洋技術の発展・移転、紛争の解決 等を規定
- ◎地球サミット、「**環境と開発**」リオ宣言と持続可能な開発のための行動計画『**アジェンダ21**』採択 1992  
「**アジェンダ21第17章：海洋・沿岸域の保護、これらの生物資源の保護・合理的な利用・開発**」  
沿岸域・海洋の総合的管理と持続可能な開発、海洋環境の保護、海洋生物資源の持続可能な利用と保存など7つのプログラム定め、目標・行動・実施手段を明記
- ・持続可能な開発世界サミット、『**WSSD実施計画**』採択 2002
- ・リオ+20、『**我々が求める未来**』採択 2012
- ◎国連持続可能な開発サミット 2015  
『**持続可能な開発のための2030アジェンダ**』採択  
持続可能な開発目標（SDGs）17項目



# 大きく動き出した海洋をめぐる最近の国際的取組

- 国連総会が「**国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全と持続可能な利用**に関して国連海洋法条約の下での法的文書作成」を決議(2015.6)

海洋遺伝資源、海洋保護区などの海域管理ツール、環境影響評価、人材育成・海洋技術移転などを議論する準備委員会開催(2016.3-2017.7)、2018年以降に政府間会議招集

- 国連持続可能な開発サミット2015が『**持続可能な開発のための2030アジェンダ**』採択(2015.9)

17の「**持続可能な開発目標(SDGs)**」とその実現のための169のターゲット設定

目標(SDG)14: **海洋・海洋資源の保全、持続可能な利用**

SDG14実施のためのハイレベル国連会議「**国連海洋会議**」開催 2017.6

- 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が画期的な「**パリ協定**」採択(2015.12)、「**パリ協定**」発効(2016.11)

NDC (Nationally Determined Contribution)

COP22:世界気候行動計画 マラケシュ パートナーシップ

海洋行動計画「**Toward a Strategic Action Roadmap on Oceans and Climate: 2016 to 2021**」

# 持続可能な開発目標 (SDGs)

## SDG14 海洋・海洋資源の保全、持続可能な利用

- 2025年までに、あらゆる海洋汚染の防止、大幅削減
- 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系の回復
- 海洋酸性化の影響の最小限化、対処
- 2020年までに、過剰漁業、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業及び破壊的漁業慣行を終了、科学的な管理計画を実施
- 2020年までに、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全
- 2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金禁止、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業につながる補助金撤廃、同様の新たな補助金の導入抑制
- 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大
- 海洋の健全性の改善と、開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転
- 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源および市場へのアクセスを提供
- 国連海洋法条約 (UNCLOS) に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化

## SDG14実施のためのハイレベル国連会議

### 国連海洋会議 2017.6.5-9

- 155カ国の国・地域の代表(注)を含む4,000人の代表団が参加  
(注)首脳16人、副大統領2人、大臣86人、副大臣16人を含む
- フィジーとスウェーデンが会議の共同議長を務めた
- 全体会議と7つのパートナーシップ・ダイアログ開催

#### <成果>

- ・「Call for Action(行動の呼びかけ)」採択
- ・7つの「パートナーシップ・ダイアログ」の概要報告
- ・Voluntary Commitments(自主的コミットメント)(会期中に1328件登録、現在1400件以上)
- ・サイドイベント(150以上)の開催

#### <次回>

2020年にケニアとポルトガルがホストして開催予定

# Call for Action(行動の呼びかけ)

## パラ13: 具体的行動

- 全てのレベルにおける協働・調整を強化し、官民連携を含む有効で透明なマルチ・ステークホルダーのパートナーシップの構築を推進(a-c)
- 海洋に関連する教育・啓発の推進(d-e)
- 海洋調査、データ共有、研究への資源配分(f)
- 海洋汚染防止の方策の実施、特に陸域起源の活動、海ゴミ(プラスチック、マイクロプラスチックを含む)、船舶起源、投棄漁具への対策など(g-i)
- 海洋空間に基づく管理ツールの促進(海洋空間計画、沿岸域総合管理、海洋保護区などの設定を含む)(j)
- 気候変動への緩和策、適応策の実施(海洋酸性化、海面上昇、水温変化、ブルーカーボンを含む)(k)
- 持続可能な漁業の推進(IUU漁業の撲滅、小規模漁業の強化、漁業補助金の適正化)(l-p)
- SIDS、LDCs等における持続可能な海洋産業、経済の振興(q-r)
- BBNJの本交渉の開始(s)
- 実施に向けた努力(t-v)



# 日本の海洋ガバナンスの取組み

## 2007年 海洋基本法成立

- 第1章 総則

- ＜目的＞

この法律は、**・・海に囲まれた我が国において、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束に基づき、並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組**の中で、**わが国が 国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現**することが重要であることにかんがみ、**海洋**に関し、**基本理念**を定め、**・・海洋に関する基本的な計画の策定その他の海洋に関する施策の基本となる事項**を定めるとともに、**総合海洋政策本部を設置**することにより、**海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進**し、**もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献することを目的とする。**

- 第2章 海洋基本計画
- 第3章 基本的施策
- 第4章 総合海洋政策本部
- 附則

# 海洋基本法の基本理念と基本的施策

## ＜基本理念＞（第2条～第7条）

- 海洋の開発・利用と海洋環境保全との調和
- 海洋の安全の確保
- 海洋に関する科学的知見の充実
- 海洋産業の健全な発展
- 海洋の総合的管理
- 海洋に関する国際的協調

## ＜基本的施策＞（第17条～第28条）

- 海洋資源の開発及び利用の推進／海洋環境の保全等／排他的経済水域等の開発・利用・保全等の推進／海上輸送の確保／海洋の安全の確保／海洋調査の推進／海洋科学技術に関する研究開発の推進等／海洋産業の振興及び国際競争力の強化／沿岸域の総合的管理／離島の保全等／国際的な連携の確保及び国際競争力の推進／海洋に関する国民の理解の増進等

# 海洋基本計画の策定(16条)

政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画(以下「**海洋基本計画**」という。)を定めなければならない。

2 海洋基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 海洋に関する施策についての**基本的な方針**

二 海洋に関する施策に関し、政府が**総合的かつ計画的に講ずべき施策**

三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、海洋基本計画の案につき**閣議の決定**を求めなければならない。

5 政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね**5年ごとに、海洋基本計画の見直し**を行い、必要な変更を加えるものとする。

7 政府は、海洋基本計画について、(中略)その**円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努め**なければならない。

## 第2期海洋基本計画改定の際の主な論点

1. 「海洋資源(海洋再生可能エネルギー、海洋エネルギー・鉱物資源等)の開発」「海洋産業の振興」「人材の育成と技術力の強化」が、3点セットで議論された。
2. 東日本大震災への対応・復旧・復興とその教訓を踏まえた対策が、「海洋の安全の確保」だけでなく、多くの基本的施策の中で議論された。
3. 我が国の海域・沿岸域の総合的管理に必要な法的・制度的基盤の整備と必要な海洋施策を適時適切に企画立案・実行していく推進体制の整備・強化が議論された。

# 第2期海洋基本計画 2013.4閣議決定

## 第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針

### 2 本計画において施策の方向性

- (1) 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和
- (2) 海洋の安全の確保
- (3) 科学的知見の充実
- (4) 海洋産業の健全な発展
- (5) 海洋の総合的管理
- (6) 海洋に関する国際的協調
- (7) 海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進

# 第2期海洋基本計画

## 第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針

### 2 本計画における施策の方向性

#### (1) 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

- **海洋エネルギー・鉱物資源の開発**: 事業化のための開発・研究を強化する段階、①我が国周辺海域の資源ポテンシャル把握のための技術開発と広域科学調査・資源探査の継続的实施、②生産に向けた技術開発を集中的実施
- **海洋再生可能エネルギーの利用促進**: 「今後の取り組み方針」に基づき、様々な分野の関係者が相互に連携・協力して、実用化に向けた技術開発の加速や事業化を促進、地域協調・漁業協調を基本とした社会的受容性向上に向けた取り組み推進
- **水産資源の開発利用**: 我が国のEEZや国際的な水産資源管理を推進
- **海洋環境の保全**: 国際協調を図りつつ主導的立場で海洋生物多様性の保全、気候変動、海洋酸性化対策など各種取り組みを推進

#### (2) 海洋の安全の確保

- 我が国周辺海域・シーレーン・離島の安全確保、国際公共財としての海洋の維持・強化
- 海上における治安維持・領海警備、海上交通の安全確保、海難救助等のための海上保安体制の強化、海難防止対策の推進
- **海賊対策**: ソマリア沖・アデン湾及び東南アジアにおける取組継続、特にソマリア沖海賊からの日本関係船舶の安全確保
- **海洋由来の自然災害への対策**: 南海トラフにおける海溝型地震、首都直下地震等への地震・津波災害対策推進、地球温暖化に伴う海面上昇を踏まえた高潮対策等の取組

## 第2期海洋基本計画

### 第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針

#### 2 本計画における施策の方向性

#### (3) 科学的知見の充実

- **海洋科学技術に関する研究開発**: ①地球温暖化と気候変動予測・適応、②海洋エネルギー・鉱物資源の開発、③海洋生態系の保全・生物資源の持続的利用、④海洋再生エネルギーの開発、⑤自然災害対応の政策ニーズに対応
- 国家存立基盤に関わる技術や広大な海洋空間の総合的な理解に必要な技術など**基盤的技術の研究開発**
- 船舶等の計画的整備、研究機関・大学等の船舶共同利用、小型高性能無人探査機など調査効率化の技術開発等
- **海洋政策の推進における衛星情報のより一層の活用**の検討
- 北極域・南極域等の観測並びに調査研究の継続・推進
- **海洋政策の基盤となる海洋調査やモニタリングの戦略的推進**
- **海洋情報の一元化・公開**: 海洋情報クリアリングハウス、海洋台帳の充実・強化等、海洋情報の収集・管理・公開に関する**共通ルール策定**

#### (4) 海洋産業の健全な発展

- 海洋産業創出の観点から、**海洋再生可能エネルギー利用に係る発電事業産業化**や、世界的な拡大が見込まれる**海洋エネルギー・鉱物資源開発、海洋構造物・プラントに関する産業等**の創出に向けた取組み推進
- **海洋情報を活用した産業**、未利用**バイオマス**やユニークな機能を活用した**海洋バイオ**などについても、産業化に向けた**研究開発及び技術開発推進**
- **海洋再生可能エネルギー**や**海洋エネルギー・鉱物資源等**の**グローバルなマーケット**に進出し、官民一体となって海外の海洋開発プロジェクトに**日本企業が参画するための政策支援や環境整備**。等

# 第2期海洋基本計画

## 第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針

### 2 本計画における**施策の方向性**

#### (5) 海洋の総合的管理

- **領海及び排他的経済水域等の管理**については、国際法上、わが国が行使し得る権利がこれらの海域では異なることから、それぞれの特性を踏まえた管理の枠組について、**必要に応じ法整備も含め検討**
- 200海里を超える大陸棚については、大陸棚限界委員会の勧告内容を踏まえ、勧告が先送りされた海域について早期に勧告が行われるよう引き続き努力するなど、大陸棚の限界の設定に向けた対応を適切に推進
- **沿岸域の総合的管理**については、それぞれの特性に応じた海域の利用が行われていること等を留意した上で、**国、地方公共団体等が連携して各課題に対処し、陸域と一体となった沿岸域の管理を促進**
- **離島の保全、管理等**については、(略)我が国の領海、排他的経済水域の外縁を根拠付ける**離島の安定的な保全、管理等**を重点的に推進するとともに、「低潮線保全基本計画」に基づき低潮線及びその周辺を保全。

#### (6) 海洋に関する国際的協調

- **国際的なルールの整備、国際的なコンセンサスづくりに貢献、特に海洋に関する紛争等の国際的ルールによる解決、国際司法機関等の第三者機関の積極的活用・支援**
- **海上の安全保障・治安等の確保のための連携訓練・関係国への能力向上支援の推進**
- 科学技術分野における**地球規模の環境変動の理解や海底下のフロンティア領域の実態解明等の調査の国際的協力・連携の下での推進、津波等の災害対策について国際協力推進**



# 第2期海洋基本計画

## 第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針

### 2 本計画における施策の方向性

- (7)海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進
- 初等中等教育及び高等教育のそれぞれの海洋教育充実とそれらの体系化方策の検討、関係機関・大学・民間企業等が行うアウトリーチ活動等の有機的連携
- 人材の育成：海洋産業及び海洋教育の担い手の育成、将来の担い手の裾野を広げる方策の検討。特定分野の専門的知識や海洋に関する幅広い知識を有する人材の育成。地域における産学官連携のネットワークづくりを通じた地域の特色を生かした人材の育成。
- 海洋に関する国民の理解の増進：国民が海を身近に感じられる行事や海洋観光など海洋に実際触れ合う機会の充実、マスメディア・インターネット等を通じた情報発信、水族館博物館等と連携した情報発信。海洋に関する国民の声を施策に反映させる等国と国民との双方向での情報交換推進。マリンレジャー等の安全対策や海洋環境の保全についての啓発活動の推進、水中遺跡の調査、保存・活用方策の検討。

# 第3期海洋基本計画の策定にむけて

総合海洋政策本部参与会議 内閣総理大臣に意見書提出(2017.3)

## ◎ 次期海洋基本計画の策定に当たっての基本的考え方

第1部: 現行計画の実施状況とその評価を盛り込んだ上で、最近の海洋をめぐる情勢の変化等を踏まえた海洋政策の主要なテーマを課題として選定し、これらに関して「基本的な施策の方向性」を示すべき

第2部: 第1部における「基本的な施策の方向性」に沿って、それぞれの具体的な施策を盛り込むこととし、課題となっているテーマに対応した施策を明確にすべき

## ◎ 2017.4からの参与会議における検討

基本計画委員会及びその下に小委員会及びPTを設けて検討

### ・ 基本計画委員会

次期計画のあり方や主要なテーマに関する総合的、横断的な検討を行う。海洋観測、海洋科学技術、国際連携・国際協力、北極政策等の議論を行う。

・ 海洋安全保障小委員会、海洋産業利用PT、海洋環境PT、海洋人材育成等PT

◎ 11月中旬に参与会議意見書が取りまとめられ、提出される見込み

◎ 第3期海洋基本計画は2018年春に策定、閣議決定の見込み

# 海洋ガバナンスの取組みに求められるもの

## ◎ 海洋は地球表面の7割を占める水で満たされた空間

- 生命は40億年前に海洋で誕生
- 海洋は地球上の生物の生存基盤

## ◎ 海洋ガバナンスの基本理念と原則

- 海洋は人類の共同財産
- 海洋の総合的管理と持続可能な開発

「海洋の諸問題は、相互に密接な関連を有し、全体として取り組む必要がある」(国連海洋法条約前文)

## ◎ 海洋ガバナンスの取組に求められるもの

- 空間的、総合的・統合的、分野横断的アプローチ
- 科学的知見、予防的・生態系アプローチ
- ステークホルダーの関与
- 計画的、順応的アプローチ
- 重層的アプローチ



# 海洋空間の再編成がもたらしている問題への対応

## 国連海洋法条約

- 「海洋の諸問題が相互に密接な関連を有し及び全体として検討される必要がある、
- この条約を通じ、全ての国の主権に妥当な考慮を払いつつ、国際交通を促進し、かつ、海洋の平和的利用、海洋資源の衡平かつ効率的な利用、海洋生物資源の保存並びに海洋環境の研究、保護及び保全を促進するような海洋の法秩序を確立することが望ましい、」  
(以上前文)
- 条約に規定されている国等との間の協力に関する規定、特に海洋環境の保護及び保全、海洋の科学的調査、海洋技術の発展及び移転の部に注目

# 海域をめぐる問題の解決に向けての取組みに関する提案

- 1 世界が共有する海洋法秩序（国連海洋法条約等）と持続可能な開発に関する行動計画の各国による共有を深化
- 2 各国間で海洋に関する問題について様々なレベルで対話を実施、そのための対話の仕組みを構築。これに関する海洋シンクタンク間での検討。
- 3 当事者間だけでなく第3者を交えた対話・意見交換についても検討
- 4 海洋法・海洋政策研究者の間でUNCLOSの解釈適用等についての検討
- 5 域内諸国の能力構築の推進

ご清聴ありがとうございました。

笹川平和財団参与  
寺島紘士